

(仮称)秋田県北部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社大林組が、秋田県能代市、三種町、男鹿市の地先の海域において、最大で総出力455,000kWもの大規模な洋上風力発電所を着床式で設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものであることに加え、秋田県が洋上風力発電の導入に向けて設立した「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」において示された候補海域で計画されているものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺には、重要野鳥生息地(IBA)である八郎潟等が存在しており、多数のガン・カモ類が確認されている等、渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済み及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 水質汚濁や水中音の発生等による影響を含めて、洋上風力発電事業の環境影響については、十分に解明されていない点があることに加え、設備の大型化等の可能性があることを踏まえ、調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、環境影響を回避又は極力低減すること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済み及び環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

2. 各論

鳥類について

事業実施想定区域の周辺には、重要野鳥生息地(IBA)である八郎潟等が存在しており、多数のガン・カモ類が確認されている等、渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら鳥類への影響が懸念される。このため、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握できるよう、適切な時期、時間帯、回数、区域及び調査手法により調査を実施し、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。